常務理事	事務長	担当

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書 （自署してください）

別紙を了解の上、任意継続の資格取得を申請します。

令和　　年　　月　　日

退職時の被保険者証		氏　名	生年月日
記号	番号	（フリガナ）	年　月　日 昭和 平成

住民票住所	
〒　　－	（フリガナ）
都道府県	

電話番号（日中連絡がとれる）				資格確認書発行要否
TEL	－　－	携帯電話	－　－	□ 発行が必要　交付には資格確認書(再)交付申請書が必要です

個人番号（マイナンバー）	資格喪失年月日	退職時勤務していた事業所	
	年　月　日 令和	名　称	

保険料の納付方法（希望に〇をしてください）	1. 各月払い 2. 前納払い（半期） 3. 前納払い（年間）	⇦ 納付方法は二年間継続されます。変更には変更申請が必要です。	被扶養者の有無	有 ・ 無	退職時標準報酬月額	千円

給付金等支払口座（被保険者本人のものに限ります）　（注）保険料の自動引き落としは出来ません

金融機関名		金融機関番号		支店名		店番		預金種別	普通・当座
口座番号		口座名義（カタカナ）							
備　考									

資格喪失時に被扶養者であった方を引き続き被扶養者として申請する場合は下記に記入してください。扶養状況確認書及び必要書類を添付して下さい。

被扶養者欄	氏　名	生　年　月　日	続柄	同居別居の別	資格確認書発行要否	個人番号(マイナンバー)
	（フリガナ）	昭和 年 月 日 平成 令和		□ 同居 □ 別居	□発行が必要＊	
	氏　名	生　年　月　日	続柄	同居別居の別	資格確認書発行要否	個人番号(マイナンバー)
	（フリガナ）	昭和 年 月 日 平成 令和		□ 同居 □ 別居	□発行が必要＊	
	氏　名	生　年　月　日	続柄	同居別居の別	資格確認書発行要否	個人番号(マイナンバー)
	（フリガナ）	昭和 年 月 日 平成 令和		□ 同居 □ 別居	□発行が必要＊	

別居の場合、備考欄に被扶養者の住所の記入が必要です。　＊交付には資格確認書(再)交付申請書が必要です。

手続きは、資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に完了してください。

※以下健保記入欄（記入しないでください）

記号・番号	1122　—
資格取得年月日	令和　年　月　日
資格喪失予定年月日	令和　年　月　日
資格喪失時標準報酬月額	千円
資格取得時標準報酬月額	千円

	当月分	前納分		合計
一般保険料				
調整保険料				
介護保険料				
合計				

取得時年齢	歳	介護保険	有　無
高齢受給者証発行	本人　妻		
発送日	R　年　月　日		
初回保険料納付期限	R　年　月　日		
取得時保険料納付日	R　年　月　日		
取得時保険料未納資格取消日	R　年　月　日		

資格喪失日	資格喪失理由
令和　年　月　日	満了　未納　他管　後期　死亡

別紙：任意継続資格取得申請時の確認事項

記入方法について

氏名：　氏名・フリガナは住民票に登録されているものと同じ氏名・フリガナをご記入ください。
住所：　住所は住民票住所を正確にご記入ください。住民票住所と異なる場所に居住している場合は、別途、『住民票住所以外の居所届』の提出が必要です。
資格確認書発行要否：　資格確認書の交付は、マイナ保険証の利用登録をされていない方が対象となります。
マイナ保険証の利用登録をされている方は☑不要です。
資格確認書の発行が必要な場合（＊）は「☐ 発行が必要」にチェックを入れてください。
『資格確認書(再)交付申請書』の添付が必要です。
（＊）以下に該当する場合に限ります。
1：マイナンバーカードを紛失したため
2：マイナンバーカードの更新手続き中のため
3：マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため
4：マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため
5：マイナンバーカードを作っていないため
6：マイナンバーカードを返納したため
7：マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要なため
8：オンライン資格確認を導入していない医療機関を受診するため
9：マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請を申し出たため

＜任意継続被保険者になるための要件＞

1. 資格を失った日まで継続して2か月以上の被保険者期間があること。
2. 資格を失った日から20日以内に加入申請すること。
3. 75歳未満であること。

※申請書類が資格を失った日から20日を経過して提出されたとき、当健康保険組合が『正当な事由』（天災地変、交通・通信関係のストなどやむを得ない事由）があると認めた場合以外は受理されません。

＜加入期間＞　最長２年間

＜保険料について＞

1. 退職時の標準報酬月額と当健康保険組合の前年９月末日の平均標準月額のどちらか低い方の額に当該保険料率を乗じた額となります。
2. 標準報酬月額は、加入時のものが2年間適用されます。
3. 翌年度以降の保険料は、毎年見直しが行われ、４月からその保険料率を乗じた額となります。
4. 介護保険料納付対象者（被保険者本人が40～65歳未満）の介護保険料も同様に計算されます。
※保険料は、事業所負担分がなくなり、全額自己負担になります。
※任意継続被保険者の保険料は前納することもできます。

＜保険料納付方法＞

当健康保険組合から送付する「納付書」を銀行窓口へご持参の上、お支払いください。
（ゆうちょ銀行、農業協同組合（JA バンク）では取扱いしていない為、銀行窓口でお支払いください）
銀行窓口で領収証書を必ず受取り、大切に保管してください。
領収証書の再発行は致しかねます。

＜保険料の納付期限＞

初回保険料を納付期限までに納付されなかったとき、任意継続被保険者にならなかったものとみなします。
資格が取り消された場合、当健保より交付を受けた証等は使用できませんので、早急に返納してください。

京三製作所健康保険組合
2024.12

＜保険料納付期間＞

任意継続の保険料納付の方法は、任意継続加入時に下記から選択していただきます。

1. 各月払い
2. 半期払い
3. 年一括払い

半期払いと年一括払いは前納制度となります。

前納制度とは、保険料を6か月毎（4~9月までと10月分~翌年3月分まで）、あるいは12か月分（4月分~翌年3月分まで）を一括して前納して頂くことにより、保険料の割引を適用するものです。（年4分の利率による複利現価法）

前納について

1. 保険料が割引となります。
2. 前納保険料の適用は、任意継続被保険者の資格取得日の属する月の、翌月分の保険料から割引が対象となります。
   （例：5/31 退職、6/1 取得 前納保険料は7月分から適用）
3. 前納保険料の納付方法は2通りです。
   ・半期払い　（取得月から9月分迄/10月分から翌年3月分迄）
   ・年一括払い（取得月から翌年3月分迄）

納付方法は加入時に選択された方法で2年間継続されます。

変更をご希望の場合は、納付方法変更申請書での申請が必要です。

＜資格の喪失について＞

下記の場合において、資格喪失となります。

1. 被保険者となってから2年を経過したとき
2. 納付期限までに保険料を納めなかったとき
3. 被保険者が亡くなったとき。　←届出が必要です
4. 再就職して他の健康保険などの被保険者となったとき　←届出が必要です。
5. 後期高齢者医療制度の対象となったとき
6. 資格喪失を希望する旨を資格喪失申出書で届出があったとき　←届出が必要です。
   （申し出が受理された日の属する月の翌月１日に喪失となります）

＜添付書類について＞

1. 住民票
2. 資格喪失時に被扶養者であった方を引続き被扶養者として申請する場合は、「扶養状況確認書」及び必要添付書類を併せてご提出ください。

＜手続きの流れ＞

1. 資格喪失後 20 日以内に「任意継続被保険者資格取得申請書」を健康保険組合へご提出ください。
2. 資格のお知らせ(全員)、資格確認書(対象の方)、高齢受給者証(70 歳以上の方全員)及び保険料納付書等を届出住所へ簡易書留でお送りします。受取次第、開封の上、ご確認ください。
3. 納付期限までに送付した納付書を銀行窓口へ持参の上、銀行窓口にてお支払いください。

＜注意事項＞

- 氏名、住所、電話番号、振込口座、被扶養者の異動が生じた場合、速やかに届出てください。
- 当健保より交付を受けた証等については、回収の必要がある場合があるので、廃棄せず保管をお願いします。
- 資格喪失時には５日以内に被保険者証等を返納して下さい。
- 資格喪失後や保険料を納付期限までに納付されなかったとき、保険給付等を受けた場合は返還していただくことになりますのでご注意ください。

京三製作所健康保険組合

2024. 12